

第7回香坂山遺跡調査指導委員会議事録

日時：令和6年9月26日 午後1時30分～5時

場所：佐久市市民創縁センター 多目的室1

出席者：

委員：佐藤 宏之 委員長、国武 貞克 副委員長、臼田 武正 委員、
大竹 幸恵 委員、須藤 隆司 委員

専門委員：堤 隆 専門委員

オブザーバー：芝 康次郎 調査官、寺内 貴美子 文化財指導主事

事務局：吉岡 道明 教育長、工藤 隆雄 部長、堀川 守一 企画幹、
山本 秀典 係長、久保 浩一郎、松下 友樹

1 総括報告書の内容について

(1) 例言・凡例・目次について

【委員】

- ・総括報告書の中に、範囲確認調査の報告書があるということを例言で明記すること。
範囲確認調査報告部分と総括報告部分との区別がつかないので、わかりやすくすること。
- ・例言の9 謝辞部分の指名が呼び捨てになっているので敬称を加えること。
- ・報告書内で石器名称が統一されていないので、統一すること。例言に石器名称の対応表を載せる方法でもよい。
- ・目次の第IV章第2節の第5節は第5項に修正すること。また目次と本文とタイトルが異なるので修正すること。第4項と5項は一つにまとめたほうが良い。

【オブザーバー】

- ・例言9 長野県教育委員会となっているが、「長野県県民文化部」も加えること。

【委員】

- ・凡例の石材対比表で範囲確認調査に凝灰岩があるので加えること。

【委員】

- ・石器名称の対応に関して、1997年調査の「貝殻状剥片」を「尖頭形剥片」と呼ぶかどうかは事務局の判断でよい。

【委員】

- ・凡例に石器名称の対応表を載せたほうがわかりやすいのではないか。実測図をつけた対応表を作ればよい。

(2) 第Ⅰ章～第Ⅲ章について

【委員】

- ・埋蔵文化財包蔵地「香坂山遺跡群」と「香坂山遺跡」の違いが分かりにくいので、p5 第1表の三列目「遺跡名・発掘調査区」を削除し、調査区名は備考欄に記載してもいいのではないか。
- ・19p 第6図と22p 第8図がともに基本層序となっているが、対応関係を明記すること。

【委員】

- ・19p 第8図のキャプションは「基本層序」ではなく「層序」と修正すること。

【委員】

- ・基本層序は19p 第6図なので、22p 各層の説明には○層（基本層序○層に相当）というふうを書くこと。
- ・p38 第22図 3084 石斧調整剥片は上下を逆にすること。
- ・石器実測図のスケールを過去の報告書（75%あるいは70%）に合せること。より遺物数が多い学術調査の70%縮小に合せるのが良い。

(3) 第Ⅳ章自然科学分析について

【委員】

- ・第2節第4項（p82・83）と第5項（p84・85）は同一資料の分析なのでどちらかに統一すること。
- ・記録保存調査と学術調査で行われた年代測定や分析結果をまとめて考察編で記載すること。

【委員】

- ・第2節は第5項（p84・85）を掲載したほうがよい。

【委員】

- ・第4項（p82・83）には考察が記載されているが第5項（p84・85）には考察がないので、併せて記載するのも検討すること。

【委員】

- ・学術調査で公表されている4点の放射性炭素年代測定データ（測定値・較正值・中央値）を明記すること。

(4) 第Ⅴ章考察第1節～第3節について

【委員】

- ・p101の図は、右下の切り出し部分に枠と矢印をつけること。
- ・p101 遺構の学術調査の記載は、第●次調査を●●年調査に統一すること。
- ・p113の記述及び図について、「環境復元」と言うには根拠が弱いので、「推定」とすること。特に「湿潤環境」と断言できるだけの結果は得られていないので、仮説的に考えられるが、将来的な検討課題だということを述べること。
- ・p115の埋没過程についての記述は、数千年間地形が変わらないと言うには根拠がないので、断定的な表現は避けること。
- ・p119の「湿潤環境」について、1行目と19行目の記述に矛盾がある。19行目の表現の方が実態に近いので、1行目の表現は修正すること。

(5) 第V章第4節石器群の評価について

【委員】

- ・石器名称を統一すること。
- ・学術調査の第●次調査は、●●年調査に統一すること。
- ・各器種の機能の記載は推定なので、書き方に注意すること。
- ・学説と実態を明確に区別し、他者の考察は引用すること。
- ・スヤング遺跡の石器実測図を掲載すること。

【委員】

- ・一般市民に香坂山遺跡の石器を説明するつもりで、石器群の特徴を簡潔にまとめると良い。

【委員】

- ・p 125 の石器比較図を解説するような内容で書くと良い。

【オブザーバー】

- ・事実記載と研究を区別して書くこと。

(6) 第VI章 総括について

【委員】

- ・p 131 の図について、香坂山遺跡も含めて IUP 石器群と言い切れない遺跡もあるので、キャプションは「IUP 石器群」ではないほうがいい。

【委員】

- ・p 130 の遺跡数の記述は、文化層数の 14,500 ではなく、遺跡数の 10,500 箇所にする。
- ・p 131 の図について、3 フジ遺跡、6 カラボム遺跡の位置が違うので修正すること。

【委員】

- ・八風山遺跡群や下茂内遺跡を含めた一帯を原産地遺跡群と捉えれば、後期旧石器初頭から縄文時代草創期までの長い期間のストーリーが描ける。既出試料を含めた原産地遺跡群としての展開・活用を想定した記述を加えること。旧石器時代から縄文時代に至るまでの幅広い資料として教育にも活用できる。

【オブザーバー】

- ・後期旧石器時代初頭の遺跡がこの地域にあることの重要性を記載すること。

(7) 引用・参考文献について

【委員】

- ・参考文献の英文はどこで引用しているのかわからないので、本文中の引用箇所に明記すること。

【委員】

- ・2020・2021 学術調査報告書の発行者に「国立文化財機構奈良文化財研究所」と記載すること。

2 地権者同意協議について

【委員】

- ・地権者側の反応を待っていると進展しないので、積極的に催促したほうがよい。

【委員】

- ・文化庁の指定相当リストに掲載されたことをマスコミに取り上げてもらう、あるいは講演会等のイベントを開催して史跡指定への気運を高めるのも有効である。

【オブザーバー】

- ・地権者へは同意が得られるよう随時連絡すること。

【委員】

- ・具申書提出までに地権者の同意が得られるように働きかけること。

3 地権者同意協議の委員会後の進捗について

令和6年9月27日 NEXCO 東日本関東支社長野管理事務所より連絡がありました。

・9月19日（木）に NEXCO 東日本関東支社から日本高速道路保有・債務返済機構へ、香坂山遺跡史跡指定に関する説明がなされ、機構から同意に係る提出文書の内容に対する指示がありました。

・上記により、正式に同意協議文書を提出します。提出後の流れは、以下のとおりであると NEXCO 長野管理事務所から示されました。

- ① 佐久市教育委員会から NEXCO 長野管理事務所の窓口へ、機構（地権者）と NEXCO（管理者）宛の同意協議書を提出
- ② NEXCO 長野管理事務所の決済後、機構及び NEXCO 関東支社へ上申
- ③ NEXCO 関東支社の決済後、機構へ依頼
- ④ 機構の決済後、機構から NEXCO 関東支社へ回答
- ⑤ NEXCO 関東支社から NEXCO 長野管理事務所へ通知
- ⑥ NEXCO 長野管理事務所から佐久市教育委員会へ通知